（危険物輸送対策室及び登録測度室並びに船舶検査官及び船級協会業務調整官）

第百三条　（略）

2～5　（略）

6　船舶検査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　次に掲げる事項の執行に関すること。

イ・ロ　（略）

ハ　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の規定による有害物質一覧表の確認及び再資源化解体計画の承認等（再資源化解体計画の承認に係るものを除く。）

ニ・ホ　（略）

へ　船舶の航行の安全の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に係る検査（船員政策課及び海技課の所掌に属するものを除く。）

二～四　（略）

7～9　（略）

附　則

（船舶検査官の所掌事務の特例）

第八条の二　船舶検査官は、第百三条第六項各号に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第五条及び第六条の規定による有害物質一覧表の相当確認の執行に関する事務（海事局海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（地方運輸局組織規則の一部改正）

第十五条　地方運輸局組織規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（海事振興部の所掌事務）	（海事振興部の所掌事務）
第八条　海事振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第八条**　海事振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（海上安全環境部の所掌に属するものを除く。）。	七　船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
八～十一　（略）	八～十一　（略）
（海上安全環境部の所掌事務）	（海上安全環境部の所掌事務）
第九条　海上安全環境部は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第九条**　海上安全環境部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～七　（略）	一～七　（略）
八　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の規定による有害物質一覧表及び特定船舶の再資源化解体の実施に関すること（再資源化解体計画の承認に係るものを除く。）。	（新設）
九～十一　（略）	八～十　（略）
十二　船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。	十一　船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。
十三　（略）	十二　（略）